

八戸市農業委員会農政部会議事録

日 時: 平成 28 年 1 月 12 日 (火)

時 間: 農政部会協議会終了後

場 所: 八戸市庁別館 2 階 会議室 C

部会委員数 21 名

出席委員数 17 名

1 番 馬場 豊、2 番 寺沢 和則、3 番 和泉 俊雄、4 番 釜石 幸史朗、6 番 大久保 秀幸
7 番 木村 武美、8 番 高橋 勝男、9 番 鳥喰 一郎、11 番 中村 正記、12 番 林 善嗣
13 番 小笠原 萬三、14 番 森園 秀一、15 番 古館 傳之助、16 番 山内 光興、17 番 田名部 和義
18 番 荒川 喜一郎、21 番 籠田 悦子

欠席委員 4 名

5 番 鈴木 恒夫、10 番 堰端 治、19 番 田中 忠二、20 番 下館 敏

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長(農政 GL 事務取扱) 畑内 俊一、農地 GL 寺沢 智幸
主査 高橋 はるか、主事 折川 暁輝

部会議案案件

議案第 1 号 第 34 回八戸市農業後継者顕彰者の決定について

議案第 2 号 贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予に係る適格者証明書(新規)並びに引き続き農業経営を行っている等の証明書(継続)発行の承認について

馬場部会長

続きますして、議案審議に入りたいと思います。
本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
まず、議事録署名者の指名を行います。
議事録署名者につきましては、本職から指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

委員

(なしの声あり)

馬場部会長

御異議なしと認めます。
よって、本職から指名いたします。
8 番、高橋勝男委員、14 番、森園秀一委員の両氏にお願いします。

馬場部会長

それでは、議案第 1 号の、第 34 回八戸市農業後継者顕彰者の決定についてを議題といたします。
事務局から、顕彰について説明求めます。

畑内事務局次長

それでは、農業後継者の顕彰について、御説明いたします。
資料の八戸市農業後継者顕彰要領を御覧いただきたいと思います。第 1 条、顕彰の目的でございますが、八戸市農業委員会では、他の模範となる農業を営む後継者

で、地域農業の振興に寄与し、または寄与し得ると認められる、個人を顕彰することとしております。

対象者は、第2条にありますとおり、他の模範となる農業後継者で、おおむね45歳以下で5年以上農業従事し、地域農業の振興に寄与し、若しくは寄与し得ると認める者としております。

第8条の顕彰者の内申等までの手順についてですが、まず、農業委員の皆様と八戸農業協同組合から候補者を推薦していただき、次に、第5条に規定しております、当農業委員会の運営協議会の委員で構成する八戸市農業委員会顕彰委員会が推薦された顕彰候補者の選考と内申を行います。

そして、この内申を受け、農政部会が顕彰者の決定を判断することとなります。今年度は、籠田会長より農業後継者が推薦され、顕彰委員会を経て今回の内申となりました。

なお、顕彰は1月の農業委員会総会で、表彰状に記念品を添えて行います。

以上で、説明を終わりますが、一部資料に訂正がございます。第34回議案第1号の次ページの候補者の欄ですけれども、経営内容につきまして、サイゼリアとありますが、サイネリアの誤りですので、訂正方お願いいたします。

以上です。

馬場部会長

はい。では続きまして、八戸市農業後継者顕彰委員会から、八戸市農業後継者顕彰要領第8条の規定により、顕彰候補者の内申がありましたので、八戸市農業後継者顕彰委員会会長から、内申の経過等について御説明をお願いいたします。

籠田会長

それでは、顕彰委員会を代表して、私から説明申し上げます。

第34回となります、今年度の農業後継者顕彰候補者の推薦については、委員各位、八戸農業協同組合に御依頼申し上げてまいりましたが、本年度は、私から1名推薦させていただいたところであります。

本日、1月12日、顕彰委員会を招集し、慎重審議した結果、釜石拓也さんを顕彰候補者として選考し、当部会に内申することを決定しました。

釜石拓也さんは、高校を卒業後、専門学校で1年間、栽培の基礎を学び、その後は、千葉県で生産及び経営の基礎を2年間学んでおります。現在は、これまで3年間の研修期間で学んだ経験を生かし、父親が経営している花き栽培、主にシクラメン、花壇花を中心に、手伝いながら、日々栽培技術の向上を目指しております。

農家の後継者として農業に専念し、鋭意努力されている農業青年であり、今後における品質の安定や生産、管理レベルの向上を目標に掲げ、達成に向けて研究し、安定的な収入の確保につなげたいという農業へ取り組む姿勢は、地域の模範として、八戸の農業の将来を担っていかれる方であることから、顕彰委員会では、全員一致をもって内申することに決定いたしました。

本人の経歴、経営の内申等につきましては、お手元に差し上げております資料のとおりでありますので、御審議の上、決定いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

馬場部会長

以上、内申の経過報告といたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明に対し、何か御質疑ございませんか。

委員	(なしの声あり)
馬場部会長	御質疑がないようですので、内申のとおり釜石拓也さんを顕彰とすることに御異議ございませんか。
委員	(なしの声あり)
馬場部会長	御異議がないようですので、本案は承認されました。 よって、1月総会の場で、顕彰したいと思いますのでよろしくお願いいたします。 続きまして、議案第2号の贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予に関わる適格者証明（新規）並びに、引き続き農業経営を行っている等の証明（継続）発行の承認についてを議題といたします。なお、本議案の中に●●委員、●●委員に関わる議案が含まれております。これは農業委員会等に関する法律、第24条の規定に基づき、議事参与の制限に該当いたしますので、議事の進行上、●●委員、●●委員には、暫時御退席いただき、当該議案の審議したいと思いますのですが、御異議ございませんか。
委員	(なしの声あり)
馬場部会長	御異議なしと認めます。 ●●委員、●●委員、御退席をお願いいたします。 (●●委員、●●委員退席)
馬場部会長	●●委員、●●委員が退席しましたので、事務局から説明願います。
高橋主査	それでは事務局から説明させていただきます。 議案第2号、贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予に係る適格者証明書（新規）並びに、引き続き農業経営を行っている等の証明書（継続）発行の承認についてを説明いたします。 これは、贈与税・不動産取得税及び相続税の納税猶予等の特例の適用を受ける場合の、贈与税、受贈者及び被相続人・相続人が、適格要件に該当する旨の適格者証明書の発行及び、納税猶予適格者の継続届けに必要な、引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について、承認を求めるためのものであります。 それでは、農政部会議案第2号関係資料の1ページ目、贈与税納税猶予及び不動産取得税、徴収猶予適格者一覧をお開きください。 こちらは、平成27年中に農地等を農業後継者に一括贈与している方の一覧となっております。農地等を推定相続人の1人に一括贈与をし、受贈者が農業を継続する場合、租税特別措置法第70条の4並びに地方税法附則第12条第1項により、農地等に係る贈与税の猶予及び、農地等の不動産取得税の猶予の特例を受けることができますが、適用を受ける場合は、贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日までの間に、税務署等へ申告しなければなりません。 また、相続税の納税猶予についてですが、相続は、いつ、誰に発生するか分からないため、相続人の名簿を示すことはできませんので、資料にはございませんが、農地を相続し、相続人が農業を継続する場合は、租税特別措置法第70条の6によ

り農地等の相続税の猶予の特例を受けることができます。

適用を受けるには、相続日の翌日から起算して、10 か月以内に税務署に申告しなければなりません。

これらの納税猶予等を受けるために申告する場合は、関係法令により、農業委員会が発行する適格者証明書を添付することになっています。

次に、2 ページを御覧ください。

まず、2 ページ一覧は、贈与税及び不動産取得税の納税猶予等を受けている方のうち、平成 28 年 3 月 15 日までに、継続届出書の提出が必要な対象者となっております。次に 3 ページの一覧は、相続税の納税猶予等を受けている方のうち、平成 29 年 1 月末までに、継続届出書の提出が必要な対象者となっております。

贈与税、不動産取得税、相続税の納税猶予の適用を受けている者は、税務署又は三八地域県民局県税部に対して、3 年ごとに継続届出書を提出することになっており、関係法令により、農業委員会で発行する、引き続き農業経営を行っている等の証明書を添付することになっております。提出しない場合は納税猶予等が打ち切られることとなります。

以上のことから、1 ページから 3 ページに記載されている方、または、農地の相続人から農業委員会に対し証明書の申請があった場合は、速やかに発行できるよう事前の承認を得るものであります。

参考としましては、関係様式を 4 ページから 10 ページに添付してございます。4 ページから 9 ページは新規で申告をする際に添付する、適格者証明書の様式であり、10 ページは継続届に添付する、引き続き農業経営を行っている等の証明書の様式となっております。

以上で説明を終わります。

馬場部会長

はい。ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

鳥喰委員

はい。

馬場部会長

はい。鳥喰委員。

鳥喰委員

すみません、ちょっと勉強不足で。

2 ページの贈与税の納税猶予の方々の中に、何名か贈与された方が亡くなっている方が記載になってるんですけど、これは自分でやらなければならなかったんでしょうか。

高橋主査

贈与税の猶予を受けている方の中で、贈与者が亡くなられているということですか。

鳥喰委員

ありますね。

高橋主査

すみません。その場合は、税務署の方に贈与を受けた方が手続きをすることによって、贈与税が免除になりますので、その場合はこちらから証明書を出す必要はございません。

鳥喰委員

死亡した届出は本人ですか。

高橋主査	贈与を受けた方本人が手続きをすることになります。
鳥喰委員	事務局から特別なあれはないですか。
高橋主査	直接農業委員会は通さず、税務署もしくは県税の方で手続きをしていただくことになります。
鳥喰委員	はい。すみません。ありがとうございます。
馬場部会長	その他、ございませんか。
委員	(なしの声あり)
馬場部会長	では、ないようですので、議案第2号を承認することに御異議ございませんか。
委員	(なしの声あり)
馬場部会長	御異議なしと認めます。 よって、本案は承認することに決しました。
馬場部会長	それでは、●●委員、●●委員をお呼びください。 (●●委員、●●委員着席)
馬場部会長	以上をもちまして、本日の部会案件全て終了いたしました。 これにて農政部会を閉会いたします。
終了	午後3時10分